

保護者の皆様へ

学校管理下での負傷、疾病に関する医療費の取扱いに関するお願い

(「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」と「高校生等医療費助成事業」)

東京都教育委員会

【お願い】

- 東京都内の区市町村では、令和5年4月から、高校生等の医療費の一部を助成する「高校生等医療費助成事業（マル青^{あお}）」が始まりました。
- 災害共済給付とマル青は、給付又は助成の対象になる医療費が重複する部分がありますが、**災害共済給付がマル青よりも優先して適用され、重複して助成を受けることはできません。**
- このため、**学校の管理下で生じた高校生等の傷病に係る医療費が、災害共済給付の対象になるものについては、医療機関の窓口ではマル青の医療証を使用しないよう、お願いします。**

詳細は以下をご確認ください。

1 「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」

東京都教育委員会は都立学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。

別紙「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」に概要等が記載されていますので、ご覧いただき加入手続（同意書の提出）をお願いします。

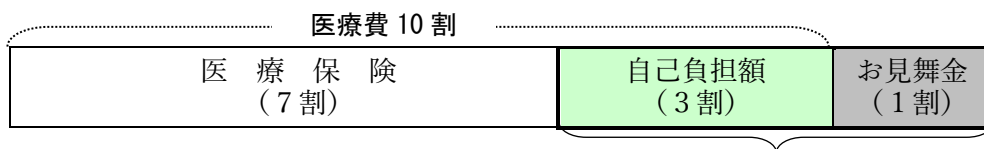
① JSC 法による災害共済給付の対象

学校の管理下における生徒の負傷・疾病に対する医療費

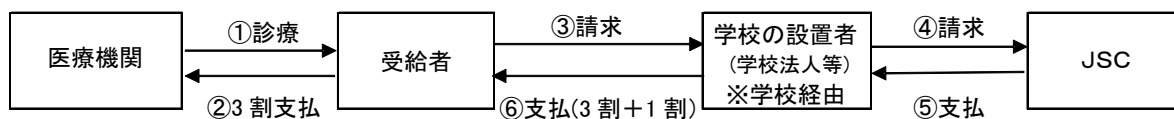
- 負傷：医療費(10割)が5,000円以上のもの
- 疾病：医療費(10割)が5,000円以上のもののうち、文部科学省で定めるもの

② 給付の範囲

各種医療保険の自己負担額（3割）とお見舞金（1割）が、災害共済給付として給付されます。
（入院時食事療養標準負担額も給付されます。）



③ 給付までの流れ



④ 学校管理下とは

- 授業中（各教科、遠足、修学旅行、大掃除など）
- 学校の教育計画に基づく課外指導中（部活動、林間・臨海学校など）
- 休憩時間中及び学校で定めた特定時間中（始業前、業間休み、昼休み、放課後）

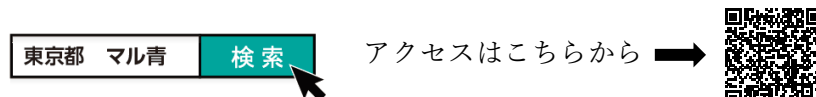
○通常の経路及び方法による通学中（登校中、下校中）

- ⑤ 受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります。
（例 令和6年4月療養分は、令和8年5月10日までにJSCに請求しないと時効になります。）

2 「高校生等医療費助成事業（マル青）」

令和5年4月から都内の区市町村では、高校生等の医療費を助成する「高校生等医療費助成事業（マル青）」が始まりました。この事業は都内在住の高校生等に係る医療費の一部を各区市町村が助成するものです。申請のご案内・受付、医療証の交付はお住まいの区市町村が行います。

各区市町村の連絡先等は、東京都福祉局のホームページをご参照ください。



① 医療費助成の方法

高校生等が医療機関を受診する際、保険証とともに医療証を提示することで医療費（医療保険の自己負担分（3割））の一部が助成されます。ただし、東京都外の医療機関をはじめ、一部の医療機関等では、マル青の医療証が使用できません。この場合は、後日、区市町村に対しマル青の医療助成費を申請してください。

② 窓口負担（一部自己負担額）

高校生等が、都内の医療機関等を受診する際に支払う窓口負担は以下のとおりです。

通院	通院1回につき最大200円負担 ・調剤と訪問看護については、窓口負担はありません。 ・お住まいの区市町村により、通院時の窓口負担がない場合があります。
入院	食事療養標準負担額のみ負担 ・医療保険の対象となる経費は、全額助成されます。

3 「高校生等医療費助成事業（マル青）」の医療証を使用する際の注意事項

- ① 医療保険の自己負担額（3割）については、災害共済給付がマル青よりも優先して適用されます。
このため、学校の管理下で生じた高校生等の傷病に係る医療費が、災害共済給付の対象になる場合は、医療機関の窓口ではマル青の医療証を使用しないでください。
- ② 「災害共済給付」と「マル青」の併用はできません。重複して給付を受けた場合は、「マル青」の助成分を受給者から区市町村（マル青所管部署）に返還していただくことになります。手続方法等は区市町村によって異なりますので、区市町村にお問合せください。
- ③ なお、災害共済給付のうち死亡・障害見舞金は、マル青の使用有無とは関係なく申請可能です。